



高校時代の知識を常識に

(1)「折々のことば」から連想する

朝日新聞朝刊の一面に哲学者鷲田清一さんの「折々のことば」が連載され、大好評のうちに100回を越えました。私が鷲田さんを知ったのは6年前、孫娘の高校受験の対策準備で「傾向と対策」を調べて柄谷行人さん、茂木健一郎さんと並んで高頻度で出題されていることが分かりました。

「わかりやすいは、わかりにくい？」との著作には共感し読み始めましたが頭が硬くなり始めていた私には難解な所が少なくありませんでした。「高校受験は程度が高いなあ」とため息をついたものです。連載の初回、どこかで見た方だと親近感を持って読み始め時には親しい方にコピーを送っています。時節を的確に表現している単文を手持ちの資料から引用して簡単な解説がなされています。

7月20日(第108回)は次のように記されています。

なみだは にんげんのつくることのできる

いちばん小さな 海です

(寺山修司)

◇どうしても譲れないこと、受け容(い)れられないこと。あまりに悲しくてやりきれないこと。小さな者たちの小さな、小さな抗議は、けして、けして小さくはない。どっと押し寄せる波に溺れてしまいそうな大海ではなくて、自分たちでじわりじわり広げてゆく海。「小さな海」までひらがなが続くのがいい。

「いちばん短い抒情詩(じょじょうし)」の全文。

「愛さないの、愛せないの」から。

朝日新聞では中高生を対象に「折々のことば」感想文コンテストを開催しています。若い感性を磨く絶好のチャンスです。多くの方の応募を期待します。もう一つ最近のものを紹介します。

この一枚の紙のなかに雲が浮かんでいる

(ティク・ナット・ハン)



雲なしには水はなく、水なしには樹（き）は育たない。そして樹なしに紙はない。だからこの紙のなかに雲がある。くわえて陽光も樵（きこり）の存在も欠かせない。いずれの一つも、それ以外のすべてによってある。同じように、個人の内なる瞑想（めいそう）も社会全体につながっている。「行動する仏教」を実践するヴェトナム出身の禅僧による「仏の教え ビーイング・ピース」

(棚橋一晃訳) から。第104回（2015年7月16日）

(2)若い人が立ち上がった

安倍晋三政権の暴挙に抗議をする若者・高校生が増えています。

反知性主義を乗り越え良識ある人が増え本当に安心して住める国にしたいです。自然現象の予測できない時代は人間同士が争っている時代ではありません。

思慮ある人間を苦手にする安倍さんは権力がありますから、自分の都合の悪いものを消し去ろうとしています。大学から文学部を無くそうとしています。世の中に役に立たないというのがその理由です。健全な批判精神がなくなると独裁を許してしまいます。近代の立憲主義は独裁を防ぐために考え出されたものです。



「人間は誤りを犯す罪ある存在である。同時によりよくなりたいたいという欲望をもつ。よりよくはもつともつとにつながる。政治家はより多くの権力を求めるという支配欲に目がなくなる。政治家の誤りを制御するのが憲法である。政治家や官僚は憲法を守らねばならない。憲法に反する法律を作ってはいけない。国民が憲法に基づいて政治家・官僚を監視する」というのが立憲主義の趣旨です。

この考えを今の憲法は第97条から第99条で定めています。

第97条は憲法前文を条文化したもので理念の具体化です。前文を抜粋します。
これらは中学校3年から学習するものであって丸暗記して感動したものです。

「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基づくものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」

第97条は自民党の改正草案からは削除されています。憲法改正は第9条だけではなく我々の日常生活に関連することも沢山あります。時間を掛けて国民が幅広く参加して内容を検討していかねばなりません。その為に必要なのが高校時代の学習成果です。残念ながら「日本史」も「世界史」も授業では時間がなくて割愛されることがありましたが、入試試験はレベルを維持しています。高校生になった孫達にしっかり歴史を学んでもらいたいと思い「日本史B」を纏めています来月号からその連載をします。



自民党の草案と比較します。

日本国憲法

第十章 最高法規

第97条（基本的人権の本質）

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第98条（最高法規等）

- ① この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。
- ② 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

第99条（憲法遵守擁護の義務）

天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

1. 国民の義務が追加
2. 「尊重」が削除

自民党の改正草案

第97条

条は削除されています。

今の憲法の三本柱は①国民主権②戦争放棄③基本的人権です。第97条の削除は不気味です

第101条（憲法の最高法規性等）

- 1 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。
- 2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

第102条（憲法尊重擁護義務）

- 1 **全て国民は、この憲法を尊重しなければならない。**
- 2 国会議員、国務大臣、裁判官その他の公務員は、この憲法を擁護する義務を負う。

実は憲法問題は第9条だけの問題ではなく、我々の基本的人権が制約又は奪われようとしているのです。

(3)これからの60日

安倍政権は16日の強硬採決によって支持率が下がりましたが、彼らの想定通りであって、ここからは時間稼ぎで、その間できる限り国民の目を政治から引き離すかに躍起になっていくことでしょう。第一弾は翌日の「新国立競技場の白紙撤回」で国民の目をくらまそうとしました。

16日の強硬採決についての「日刊ゲンダイ」は次のように記しています。

「採決に先立ち、与野党は最後の討論演説をした。民主党の岡田代表は「憲法違反以外の何ものでもない」と言い、共産党の志位委員長は「最悪の恒久平和主義、民主主義、国民主権を蹂躪する独裁政治は認められない」と訴えたが、そのさなか安倍はというと、ニタニタ薄笑いを浮かべていたのがNHKに映し出されていた。この神経には心底、ゾッとした人も多いのではないかと。略—————立憲主義を否定する戦争法案の採決になぜ、ニヤつくのか。————なぜ、笑っていられるのか。————本会議で法案が可決された際に一礼した中谷防衛相もどす黒い人相だった。ただ一人安倍だけが笑みを浮かべていたのである」

「この首相には人間の言葉が通じない。言葉を理解していないんじゃないかと思えますね。—————ただし、ニタニタするのは余裕のなさの裏返しにも見える。笑うことで本質を見ようとしな。目をそらしているように感じました」（左高信氏談）

私もそういう笑いであって欲しいと思いますが、支持率が20%台になっても国民を馬鹿にした勝算を秘めた笑いではないかと思うのです。「恍惚の首相、薄ら笑いの狂気」とあるようにこれからの60日、どんな醜態を自民党の大臣や国会議員がさらけ出そうとも、薄ら笑っていればそれだけで法案は自分の思うように成立するわけですから、数の力は恐ろしいです。法律は手続きを踏めば遵法とされます。その法律は都合のいいように解釈されてきました。国民の意思は反映されずに。まだ憲法が改正されていません。今回の11法案が通れば憲法改正は当面は彼らには必要なくなります。

これからの60日を我々は何をなすべきなのか？何ができるのか？立ち上がった若い人たちをどのように応援し支えられるのか？

多数決という数の恐ろしさに気づいた国民の英知が反知性主義にどれだけ迫れるか。参議院議員での野党の智慧を結集した実の有る質問を期待しています。

いい質問が良い結果に結び付きます。本質的な質問に安倍首相は答えません。更に粘り強く質問しないと権力にまかれておしまいです。賢さを発揮してもらいたいです

70年前の暑い夏

関東地方の異常な暑さを感じながら70年前の今頃を想像しています。

(1)7月16日を思う

1945年7月16日はアメリカで人類最初の核実験が行われた。トリニティ実験と言われるが、爆縮型プルトニウム原子爆弾の爆発実験で、同型の爆弾が後に日本の長崎県長崎市に投下された。プルトニウムは自然界に存在しない物質であることは今では常識になっているが当時の研究者にとっても未知の領域が多いもので実験が必要であった。広島の実験は必要としなかった。実験は成功し成果は把握されていた。マンハッタン計画はその残忍性を理性で理解して感性には目をつぶって実行したのです。8月9日長崎を目指した「ボックス・カー」のほか、気象観測機、計測機、写真撮影機が並行飛行をして資料を収集している。写真撮影機にオブザーバーとして搭乗していたイギリス人レナード・チェシャー氏が朝日新聞に掲載された。又、現在日本が6000発相当のプルトニウムを保有して核抑止力になっているのではなかということも公言されるようになっている。

(2)7月26日を思う

安倍首相が「つまびらかに読んでいない」というポツダム宣言が発せられた日だ。彼の発言は声が大きく断定的でジェズチャーが国民を惹きつけて来ましたが、ポツダム宣言は読んでいないのではなくて、端から無視したいのではないかと思います。正確な知識を持つために国民が復習する必要があると考え現代語訳を引用します。13条からなりますが内容的には12条です。この内容が無視したのが時の指導者で、その代償が二つの原爆であったかも知れません。この無視出来るという力がどこから出てきたのか？もっと論議されていいことではないかと考えます。

ポツダム宣言・現代語訳

日本の降伏のための定義および規約

1945年7月26日、ポツダムにおける宣言

1. 我々（合衆国大統領、中華民国政府主席、及び英国総理大臣）は、我々の数億の国民を代表し協議の上、日本国に対し戦争を終結する機会を与えることで一致した。

2. 3ヶ国の軍隊は増強を受け、日本に最後の打撃を加える用意を既に整えた。この軍事力は、日本国の抵抗が止まるまで、同国に対する戦争を遂行する一切の連合国の決意により支持され且つ鼓舞される。
3. 世界の自由な人民に支持されたこの軍事力行使は、ナチス・ドイツに対して適用された場合にドイツとドイツ軍に完全に破壊をもたらしたことが示すように、日本と日本軍が完全に壊滅することを意味する。
4. 日本が、無分別な打算により自国を滅亡の淵に追い詰めた軍国主義者の指導を引き続き受けるか、それとも理性の道を歩むかを選ぶべき時が到来したのだ。
5. 我々の条件は以下の条文中で示すとおりであり、これについては譲歩せず、我々がここから外れることも又ない。執行の遅れは認めない。
6. 日本国民を欺いて世界征服に乗り出す過ちを犯させた勢力を永久に除去する。無責任な軍国主義が世界から駆逐されるまでは、平和と安全と正義の新秩序も現れ得ないからである。
7. 第6条の新秩序が確立され、戦争能力が失われたことが確認される時までは、我々の指示する基本的目的の達成を確保するため、日本国領域内の諸地点は占領されるべきものとする。
8. カイロ宣言の条項は履行されるべきであり、又日本国の主権は本州、北海道、九州及び四国ならびに我々の決定する諸小島に限られなければならない。
9. 日本軍は武装解除された後、各自の家庭に帰り平和・生産的に生活出来る機会を与えられる。
10. 我々の意志は日本人を民族として奴隷化した日本国民を滅亡させようとするものではないが、日本における捕虜虐待を含む一切の戦争犯罪人は処罰されるべきである。日本政府は日本国国民における民主主義

的傾向の復活を強化し、これを妨げるあらゆる障碍は排除するべきであり、言論、宗教及び思想の自由並びに基本的人権の尊重は確立されるべきである。

11. 日本は経済復興し、課された賠償の義務を履行するための生産手段、戦争と再軍備に関わらないものが保有出来る。また将来的には国際貿易に復帰が許可される。

12. 日本国国民が自由に表明した意志による平和的傾向の責任ある政府の樹立を求める。この項目並びにすでに記載した条件が達成された場合に占領軍は撤退するべきである。

13. 我々は日本政府が全日本軍の即時無条件降伏を宣言し、またその行動について日本政府が十分に保障することを求める。これ以外の選択肢は迅速且つ完全なる壊滅があるのみである。（ウキペディアより引用）

(3)ポツダム宣言を無視した結果

ポツダム宣言前後も各地への空襲は毎日のように続けられた。主なものを列挙します。

- ①7月14-15日北海道空襲、米機動部隊艦載機2000機、被害は北海道全土と青森県に及んだ
- ②7月16-17日大分空襲、市の中心部に焼夷弾6000発、2358戸が焼失、8月10日を含めて4回もこの年に被災
- ③7月16日、平塚大空襲、B29・136機、焼夷弾10961発、当時の市街の約80%、60%の家屋が焼失
- ④7月17日、沼津大空襲、B29・130機、焼夷弾9000
- ⑤7月24日、大阪は31回目の空襲B29・400機を含む大小2,000機による大規模な空襲。8月14日にも大阪城の砲兵工廠を狙う空襲で2,000戸が焼失している。**私の家もこの時焼失した。**
- ⑥7月25日迄に桑名、日立、福井、銚子、野崎島、岡崎、半田、津、呉、串本他の地方都市が空襲を受けている
- ⑦7月26日、松山大空襲B29・129機午後11時から2時間10分に及ぶ夜間空襲、全戸数の55%死者301名、罹災民82,000人に及ぶ。

ポツダム宣言の直前か直後か一つのサインであったことは確かでしょう。

大日本帝国の無視は続き米軍の攻撃は狂人的となる。人間の判断力が破壊される程度に被害も大きくなる。

⑧8月に入っても地方都市への空爆は続く、水戸、八王寺、長岡となり

2日の富山大空襲はB29・174機市街地の99,5%、罹災人口109,592、

地方都市としては最大の被害。これらの攻撃が司令官カーチス・ルメイの個人的な昇進と陸軍航空部隊発足記念日を祝うのが目的であった。

一日の爆弾使用量がノルマンディ上陸作戦を上回るように計算された攻撃であったことは教科書には載っていない。

⑨8月8日は福山大空襲、福山市民82%が被災、

⑩同日の八幡大空襲はこの時の火災による煙が、翌日の原爆投下目標を小倉から長崎に変更させるほどひどいものになっている。

⑪長崎原爆投下後も花巻、熊本、久留米、加治木、長野、熊谷、岩国、山口県光、そして8月14-15日にも小田原、伊勢崎、熊谷が残余の焼夷弾を処理するために投下しています。

「組織とは無責任の塊である」政治にあたるものが政治に無関心でその犠牲は何時の時代も庶民といわれる国民の多数です。

ポツダム宣言を早期に受け入れていれば戦禍が少なかったことは確かでしょう。誰も決定をしない先延ばしの結果を「有難くかしこまって」受け入れたのが70年前の暑い夏であった。「組織とは誰も責任をとらない怪物である」今年の夏も新国立競技場の建設や有名大企業の不正経理、そして忘れられようとしている「原発再稼働」「沖縄の諸問題」「物価の高騰」「高齢者施設における若者離れ」暑さに苦しみ加わる。希望の光はあるのだろうか？

あとがき

今月号もギリギリとなってしまいました。硬くなるばかりの頭が混乱して、纏まらない。時代の動きを追かけると心は安まりません。

個人的には恵まれて今月の成果は、長年の課題であった「～からの自由」と「～への自由」について大いなる気づきの進歩があったことです。文字にできるように明確にしたいと考えています。やりたいことが沢山あって退屈という言葉が私の世界にはありません。スピードが著しく落ちているうえに、加齢、耳鳴り、ドライアイ嚥下機能の低下や足腰の痛さと戦っています。